

活力ある商店街支援事業（空き店舗対策）

福島県商業まちづくり課

1 事業の目的

居住人口の減少、空き店舗の増加等により空洞化が進行している商店街の活性化のため、各商店会等が実施する商店街の魅力向上を図る事業に対し市町村を通して支援する。

2 事業の概要

(1) 空き店舗対策

商店街の空き店舗を店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用する場合の賃借料を補助。

- ※ 事前に作成する「**空き店舗対策全体事業計画書**」に基づき戦略的に実施される事業であること。
- ※ この事業における「空き店舗」とは、原則として6ヶ月程度営業目的に利用されていない、路面に面した1階の店舗をいう。
- ※ 業種は原則として中小小売業とするが、商店街の組合等が必要と認めるサービス業（理美容店、クリーニング店、飲食店等）も対象とする。
- ※ その他商店街の魅力向上に寄与する施設…映画館、美術館、博物館、アミューズメント施設、
(中心市街地等に限る) カルチャーセンター、ボランティアセンター等

(2) 大型空き店舗対策

中心市街地の商業地域内にある大型空き店舗(事業対象面積が1,000㎡以上)を、中心市街地の集客力向上のための店舗やその他賑わいの創出に寄与する施設(入居する店舗等は複数)として活用する場合の賃借料を補助。

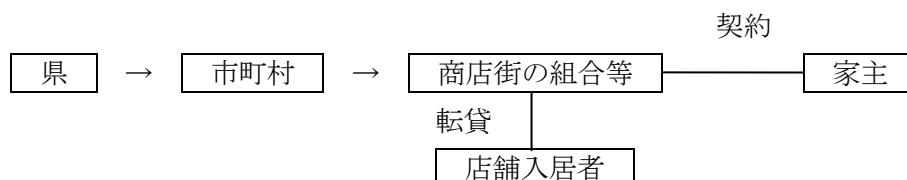
3 事業主体

(1) **事業実施団体**：商店街振興組合、事業協同組合、任意商店会、商工会、商工会議所、街づくり会社、NPO（地元商店街と連携することが確実な場合のみ）

※大型空き店舗対策は、商工会、商工会議所、特定会社、一般社団法人に限る。

(2) **補助事業者**：市町村（市町村を通しての間接補助事業）

空き店舗対策のスキーム



- 1年以上の賃貸借契約が締結されること。
- 賃貸者（家主）と賃借者（商店街の組合等）の二者による賃貸借契約を締結する。
※賃貸者（家主）と賃借者（商店街の組合等）及び店舗入居者による三者による賃貸借契約を締結している場合もある。

4 補助率等 ※市町村が同額以上の補助を行うことが条件

対象事業		補助率			限度額	備考	
空き店舗対策	中心市街地等	新規創業者	1年目 5/12	2年目 3.5/12	3年目 2/12	1,500千円 (月125千円)	最長3年間
		一般	1年目 4/12	2年目 3/12	3年目 2/12	1,200千円 (月100千円)	最長3年間
	その他地域	新規創業者	1年目 4/12	2年目 3/12	3年目 2/12	1,200千円 (月100千円)	最長3年間
		一般	1年目 3/12	2年目 2/12	3年目 1/12	900千円 (月75千円)	最長3年間
大型空き店舗対策		1年目 4/12	2年目 3/12	3年目 2/12	9,600千円 (月800千円)	最長3年間	

- ※「中心市街地等」とは、認定中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地、商業まちづくり基本構想に定められた誘導地域、立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域及び商店街活性化事業計画に定められた実施区域をいう。
- ※「新規創業者」とは、初めて店舗の経営を行う者のことをいう。従って、現に事業を営む者が事業拡大のために新たな支店等を開業する場合や、業種・業態の転換のために新規開業する場合は該当しない。

【問い合わせ先】

商工労働部商業まちづくり課 TEL 024-521-7299
 地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課
 TEL 県北：024-521-2658 県中：024-935-1323
 県南：0248-23-1546 会津：0242-29-5292
 南会津：0241-62-5207 相双：0244-26-1142
 いわき：0246-24-6006